

議案第二十九号

港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

令和七年三月二十六日

港区教育委員会

令和7年3月26日
教育委員会議案資料 No. 8

港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（案）

港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成十二年港区教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「百分の百二十二・五」を「百分の百十七・五」に、「百分の百四十」を「百分の百三十五」に改め、同項第二号中「百分の六十（）」を「百分の五十七・五（）」に、「百分の六十八・七五」を「百分の六十六・二五」に改める。

第五条第五項中「若しくは勤務時間条例」を「、勤務時間条例」に改め、「介護時間」という。～の下に「若しくは勤務時間条例第十八条の三に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。～）を加え、同条第七項中「又は」を「、子育て部分休暇又は」に改める。

付 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則新旧対照表

改正案	現行
(前略) (支給割合) 第四条 条例第三十条第二項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第一上欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表下欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 一 法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員 百分の百十七・五(条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては百分の百三十五) 二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の五十七・五(条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては百分の六十六・二五) 2・3 (略) (欠勤等日数)	(前略) (支給割合) 第四条 条例第三十条第二項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第一上欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表下欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 一 法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員 百分の百二十二・五(条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては百分の百四十) 二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の六十(条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては百分の六十八・七五) 2・3 (略) (欠勤等日数)

第五条 (略)

2～4 (略)

5 前三項に定めるもののほか、第一項の欠勤等日数の算定に当たっては、一日の正規の勤務時間の一部について、職免条例第二条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間(減免基準第二条に規定する承認を受けていない期間(団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。))に係るものに限る。)、病気休暇、介護休暇、勤務時間条例第十八条の二に規定する介護時間(以下「介護時間」という。))若しくは勤務時間条例第十八条の三に規定する子育て部分休暇(以下「子育て部分休暇」という。))により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は修学部分休業、高齢者部分休業若しくは育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業(以下「部分休業」という。))により勤務しない時間(以下「部分休業等により勤務しない時間」という。))があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第一項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

6 (略)

7 第五項の規定は、介護時間、子育て部分休暇又は部分休業により勤務しない時間については、それぞれ七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間(育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあ

第五条 (略)

2～4 (略)

5 前三項に定めるもののほか、第一項の欠勤等日数の算定に当たっては、一日の正規の勤務時間の一部について、職免条例第二条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間(減免基準第二条に規定する承認を受けていない期間(団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。))に係るものに限る。)、病気休暇、介護休暇若しくは勤務時間条例第十八条の二に規定する介護時間(以下「介護時間」という。))により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は修学部分休業、高齢者部分休業若しくは育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業(以下「部分休業」という。))により勤務しない時間(以下「部分休業等により勤務しない時間」という。))があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第一項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

6 (略)

7 第五項の規定は、介護時間又は部分休業により勤務しない時間については、それぞれ七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間(育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあつては当該勤務し

つては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもつて一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護時間、子育て部分休暇又は部分休業により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもつて一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が三十日を超えない場合は、適用しない。

（後略）

付 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

ない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもつて一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護時間又は部分休業により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもつて一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が三十日を超えない場合は、適用しない。

（後略）

港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則等について

審議内容

「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例」及び「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」、刑法の一部改正に伴い、港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（以下「勤勉手当規則」といいます。）及び港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（以下「期末手当規則」といいます。）の一部を改正します。

1 経緯

「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例」、「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部改正に伴い、令和7年度以降の勤勉手当の支給月数並びに勤勉手当及び期末手当の欠勤等日数の規定について定める条項を一部改正するものです。また、刑法の改正により期末手当規則で定める様式中の文言を改正するものです。

2 主な改正内容

（1）支給月数【対象規則：勤勉手当規則】

令和7年度以降の勤勉手当の支給月数等を下表のとおり規定します。

区 分		6 月	1 2 月	合計
定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員	管理職員	1.35 月	1.35 月	2.70 月
	管理職員以外	1.175 月	1.175 月	2.35 月
定年前再任用短時間勤務職員等	管理職員	0.6625 月	0.6625 月	1.325 月
	管理職員以外	0.575 月	0.575 月	1.15 月

※「定年前再任用短時間勤務職員等」とは、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を指します。

（2）欠勤等日数の規定【対象規則：勤勉手当規則、期末手当規則】

欠勤等日数について定めている条例第5条中の子育て部分休暇に係る文言の整備をします。

（3）刑法改正に係る様式の改正【対象規則：期末手当規則】

第3号様式中「禁錮」とあるのを「拘禁刑」に改めます。

3 施行期日

項番2の(1)及び(2)については令和7年4月1日から、(3)については令和7年6月1日から施行します。